

児童手当法改正に伴う手続案内

本年10月に児童手当法が改正されます。
それに伴って、児童手当受給資格者が拡充されました。
拡充された児童手当を受給するために、手続が必要となります。
いくつか質問(最大4問)をしますので、手続が必要かどうか確認してください。
なお、この手続については10月の法改正によって新しく受給者となる方や支給額が増額となる方だけではなく、法改正の影響がない方も含め高校生世代までの子を養育している方すべてが対象となります。中学生以下の子を2名までしか養育していない方等法改正後に支給額に変更がない方についても、その確認のために提出いただく書面もあることから高校生世代の子がいる方は添付の案内を必ず確認してください。

スタート



裁判所共済キャラクター
キョウコちゃん



最初に戻る

①児童手当・特別給付の受給者又は②令和5年の所得において、配偶者と比べて所得が高いなどの理由があり、生計を維持する程度が高い(家計の主宰者)といえるのは、ご自身になりますか？



はい

(受給者は自身です。)
(家計の主宰者は自身です。)

いいえ

(受給者は配偶者等です。)
(家計の主宰者は配偶者です。)



最初に戻る



裁判所共済組合の長期組合員ですか？

はい

いいえ

(短期組合員です。)



最初に戻る

令和6年9月または10月1日付で認定権者を異にする異動を行う予定はありますか？



はい

いいえ

(異動予定はありません。)

(10月2日以降に異動予定です。)



最初に戻る

次の項目のいずれかに当てはまりますか？

- 令和6年度に児童手当に係る現況届を提出した。
- 令和6年度に児童手当に係る現況届を提出していないが、令和6年6月以降に、出産や前年所得が所得上限限度額を下回った等の理由で、児童手当または特例給付の新規認定を受けた又は新規で請求を行っている。

はい

いいえ

**受給資格者(請求者)は配偶者等となりません。
配偶者等において、手続が必要となる場合があります。
手続の詳細は、配偶者等における請求先にお問い合わせください。**



最初に戻る

【手続案内は以上です。】

**短期組合員の方の認定請求先は、お住いの自治体となります。
手続の詳細は、自治体にお問い合わせください。**



最初に戻る

【手続案内は以上です。】

最初に戻る

9月または10月1日付異動の方は、異動先の庁で10月分の児童手当が支給されます(9月分は異動元の庁で支給)。

そのため**異動後**、すみやかに**異動先の庁**で、認定請求を行ってください(法改正に関して異動前の庁で行う手続はありません。)

【提出書類は次のとおりです】

- ① 児童手当認定請求書
- ② 申述書
- ③ 監護相当・生計費の負担についての確認書 (大学生世代の子がいる場合のみ)
- ④ 口座申出依頼書
- ⑤ 住民票 (世帯主との**続柄の記載があるもの**で、請求者、児童、大学生世代の子について全員の記載があるもの)
- ⑥ 請求者及び配偶者の所得(課税)証明**※所得・控除額・扶養の記載があるもの**
(配偶者が令和5年1月1日から引き続き、裁判所共済組合の被扶養者である場合は、提出不要です。)



提出方法

共済支部所属の方

所属の共済組合系の指示に従ってください。

共済本部所属の方

提出フォームはコチラ

提出ファイルを準備して提出フォームに進んでください。
追完資料も、こちらの提出フォームから提出してください。

最初に戻る

次の書類を提出していただく必要があります。

【提出書類】

- ① 養育状況に関する申出書兼児童手当認定・額改定請求書(全員提出)
- ② 監護相当・生計費の負担についての確認書 (大学生世代の子がいる場合のみ)
- ③ 住民票 (大学生世代の子がいて、その子の記載された住民票を令和6年度の現況届や直近の認定請求等の手続で提出していない場合のみ)

※住民票は世帯主との続柄が記載されたもの



提出方法

共済支部所属の方

所属の共済組合系の指示に従ってください。

共済本部所属の方
提出フォームはコチラ

提出ファイルを準備して提出フォームに進んでください。追完資料も、こちらの提出フォームから提出してください。

最初に戻る

児童情報や父母間の所得状況等の認定に必要な情報を把握していないため、受給資格の審査に必要な書類を全て提出していただく必要があります。

【提出書類は次のとおりです】

- ① 児童手当認定請求書
- ② 申述書
- ③ 監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生世代の子がいる場合のみ）
- ④ 口座申出依頼書
- ⑤ 住民票（世帯主との**続柄の記載があるもの**で、請求者、児童、大学生世代の子について全員の記載があるもの）
- ⑥ 請求者及び配偶者の所得（課税）証明**※所得・控除額・扶養の記載があるもの**
（配偶者が令和5年1月1日から引き続き、裁判所共済組合の被扶養者である場合は、提出不要です。）



提出方法

共済支部所属の方

所属の共済組合系の指示に従ってください。

共済本部所属の方
提出フォームはコチラ

提出ファイルを準備して提出フォームに進んでください。追完資料も、こちらの提出フォームから提出してください。